

さいたま市監査委員告示第32号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年4月6日付けさいたま市監査委員告示第12号で公表した財政援助団体等監査（出資団体）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年11月15日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

経済局 商工観光部 観光国際課

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p style="text-align: center;">公益社団法人さいたま観光国際協会</p> <p>1 文書の管理において、公益社団法人さいたま観光国際協会文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）を定めているものの、文書管理規則に基づいた管理（文書処理、保存年限の設定、廃棄等）を行っていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>2 個人情報の管理において、個人情報取扱事務台帳を作成していなかったため、公益社団法人さいたま観光国際協会個人情報保護要綱第4条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>3 財務諸表に対する注記、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」において、既に除却している固定資産が什器備品の取得価額及び減価償却累計額に計上されていたため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人さいたま観光国際協会</p> <p>1 公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）に対して、文書管理規則に基づき、適正な文書の管理を行うよう指導しました。 これを受け、協会では、文書管理規則の再確認、文書管理規則に基づいた文書の整理及び保存年限が経過した文書の廃棄を行いました。</p> <p>2 協会に対して、監査結果に基づき、個人情報取扱事務台帳を作成し、個人情報の取扱いについて適正に管理を行うよう指導しました。 これを受け、協会では、個人情報取扱事務台帳を作成し、個人情報を適正に取り扱う体制作りに取り組んでいます。</p> <p>3 協会に対して、監査結果に基づき、財務諸表に対する注記、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」について、適正に計上するよう指導しました。 これを受け、協会では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和4年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p>

<p>4 貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来するリース債務を、流動負債へ計上していなかったため、リース取引に関する会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>5 物品の管理において、前回の指摘にもかかわらず、備品台帳への記載誤り（設置・保管場所等）、備品台帳からの削除漏れ、備品票の貼付漏れが見受けられたため、公益社団法人さいたま観光国際協会会計規則（以下「会計規則」という。）第24条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>6 嘱託職員の手当において、規定されていない勤勉手当を支給していたため、公益社団法人さいたま観光国際協会嘱託職員就業内規に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>7 退職給付引当金において、正味財産</p>	<p>す。</p> <p>4 協会に対して、監査結果に基づき、貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後1年以内に支払期限が到来するリース債務について、適正に計上するよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和4年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p> <p>5 協会に対して、備品台帳と現物の照合、備品台帳への記載、備品票の貼付を適正に行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、会計規則の再確認、備品台帳と現物の照合、備品台帳の修正及び備品票の貼付を行い、適正に管理を行っております。</p> <p>6 協会に対して、規則等の確認及び事務処理の確認体制の徹底を図り、公益社団法人さいたま観光国際協会嘱託職員就業内規に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、当該事務に係る規則等の確認及び支給事務の確認体制の徹底を図り、適正な事務処理を行う体制を整えました。</p> <p>7 協会に対して、監査結果に基づき、</p>
--	--

<p>増減計算書内訳表の収益事業等会計に退職給付費用を計上しているにもかかわらず、貸借対照表内訳表の収益事業等会計に退職給付引当金を計上していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>退職給付引当金について、適正に計上するよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和4年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p>
<p>8 未収金において、長期にわたり回収できていない債権が確認されたため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>8 協会に対して、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和4年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p>
<p>9 預り金において、長期にわたり解消されていない預り金を確認されたため、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>9 協会に対して、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、指摘事項の社内周知、決算書作成事務の見直し及び資料確認体制の徹底を図り、令和4年度の決算書作成においては、適正な事務処理を行っております。</p>
<p>10 契約事務において、100万円を超える委託業務の予定価格の決定に係る専決権者は常務理事であるところを事務局長が決定していたため、公益社団法人さいたま観光国際協会事務分掌、職制、職務及び権限に関する規</p>	<p>10 協会に対して、公益社団法人さいたま観光国際協会事務分掌、職制、職務及び権限に関する規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、当該事務</p>

則第9条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

に係る様式の見直し及び確認の徹底を図り、適正な事務処理を行う体制を整えました。